

提出された意見の概要とそれに対する議会の考え方

案 件 名：あきる野市議会基本条例

募 集 期 間：平成27年4月6日（月）から平成27年4月20日（月）まで

意見等提出件数：3件

意見等提出人数：3名

項 目	意見の概要	議会の考え方
<p>前文</p> <p>わたしたちのまちあきる野市は、東京都の多摩西部に位置し、山紫水明で多彩な文化や郷土芸能が息づく田園都市として発展してきました。歴史的には自由民権運動が花開いた明治期に「五日市憲法草案」が編まれ、民主的な自治の精神や伝統を引き継ぎながら発展を遂げてきました。</p> <p>あきる野市政は、市民により選ばれた議員で構成する議事機関である市議会と、同じく市民により選ばれた執行機関である市長との二代表制で運営され、市議会は多様な市民の声を反映し、あきる野市にとって最良の意思を決定することで、市民福祉の向上や市勢のさらなる発展を目指していく使命が課せられています。</p> <p>ここに、あきる野市議会は、先人が築いた歴史と伝統を受け継ぎ、これに安住することなく、不断の議会改革に努め、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託に応えていくことを決意し、市議会の最高規範となる「あきる野市議会基本条例」を制定します。</p>	<p>「五日市憲法草案」が挙げられている点は良いと思いますが、「五日市憲法草案」の優れた点について具体的に言及した方が良いでしょうと思います。「五日市憲法草案」の卓越した点のひとつは、地方自治の独立を規定した条文が盛り込まれていることです。市議会の精神にも通じるものだと思います。</p> <p>議会基本条例を最初に制定した議会として有名な北海道栗山町と、東京都多摩市の条例の前文を読むと、条例制定に込めた議会の気概が感じられます。それに比べ、残念ながらあきる野市議会の条例案の前文からは、そうした意気込みが伝わってきません。</p> <p>「不断の議会改革に努め」「日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現」「市民の負託に応え」と良いことが書かれているのだが、今一つ「議会改革」への大きな意気込みが届いてこない。例えば、「政治不信が広がり、政治への市民の関心が薄れている現在、足もとの市議会から「市民に開かれた議会」「市民とともに進める市政」を目指して議会改革を進めていく必要があります。」というような一文を入れることにより、何故「条例」を定めようとするのかが示されると思う。</p> <p>「前文」の記述の中に「・・・「五日市憲法草案」が編まれ、民主的な自治の精神や伝統を引き継ぎ</p>	<p>議会の考え方</p> <p>ご意見を参考に「「五日市憲法草案」が編まれ、」を「「五日市憲法草案」が編まれた地であり、」</p>

	<p>ながら発展を遂げてきました。」とありますが、「・・・「五日市憲法草案」が編まれた地であり、・・・」としたほうが適当ではないかと思いました。</p> <p>いったいどういう経緯から今回「基本条例」を制定しようということになったのか、そのことがもう少し分かりやすく「前文」の中に盛り込まれたほうがよいのではないかと思いました。「前文」最後の段落に「ここに、あきる野市議会は、・・・」という文章で「決意」ということが書かれていますが、これだけでは抽象的でなぜ今「基本条例」を作るに至ったのかということが良く分からないのではないかと思います。</p>	<p>と修正しました。</p>
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指します。</p> <p>(2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たします。</p> <p>(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めます。</p> <p>(4) 把握した市民の多様な意見を基に政策提言、政策立案等の強化に努めます。</p>	<p>(1) 「市民に開かれた議会」に関してこれは、民主的な議会の基本原則として非常に重要なことだと認識しています。このことについては、抽象的な文言だけではなく、どのように具体化していくのかということがきわめて重要であり、そのための具体的な仕組みやプロセスのようなものが市民に分かりやすく示されることが大切なことのように思います。</p> <p>「市民に開かれた議会」のひとつのイメージは“必要に応じていろいろな場面で市民が意見を出せる議会”ではないかと考えます。</p> <p>(3) 「自由闊達な討議」に関して近年、何回か本会議、委員会を傍聴しました。その数少ない体験からは、議会というのは自由な討議、十分な討議の場、時間がほとんどないように感じ、違和感もちました。様々な重要な課題に向きあっていく上で、自由で十分な</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>討議というのは必要欠くべからざるものだと思いますので、「自由闊達な討議」を行うことはとても大切なことだと考えます。</p> <p>(4) 把握した市民の多様な意見を基に政策提言、政策立案等の強化に努めます。</p> <p>上記にある「把握した」という言葉が気になります。「把握する」というのは「しっかり理解する」という意味であり、「議会（議員）がしっかり理解した意見を基に……」ということになります。この表現には、広く市民の声をすくい上げようとする努力や、市民の小さな声を真摯に聴こうという姿勢が感じられません。</p> <p>栗山町および多摩市の条文には、単に把握できる市民の声だけを聞くのではなく、少しでも多くの市民の声を聞こうという工夫や努力が感じられます。あきる野市議会の基本条例においても、そのような姿勢を示していただきたいと思います。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 議会が言論の場であること、及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじます。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めます。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を</p>	<p>(3) とてもよい原則だと思います。</p>	<p>逐条解説第4条で議員の3つの活動原則についてお示ししました。</p>

	<p>とが明記されています。</p> <p>あきる野市議会においても、請願や陳情を市民の政治参加の一つとして、もっと重視する姿勢を、条例の中に示してください。</p> <p>また、「市民と議会の関係」において、下記の栗山町の条文をぜひ参考にしてください。</p> <p>「<u>議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</u>」</p> <p>現在のあきる野市議会では、どの議員がどの議案に賛成したのか反対したのか、採決の結果さえ明らかにされていません。基本条例の制定にあたって、ぜひ、改革してください。</p> <p>第3項「市民と・・・設けることができます。の部分は、「・・・設けるように努めます」と、積極的な意志を示してほしい。</p> <p>第3項「・・・市民との意見交換の場を設けることができます。」とありますが、「意見交換の場」とはどのようなものなのか、制度や仕組みとしてあるならば、もう少し具体的に示してほしいと思います。また「意見交換の場を設けること」は市民のほうから求めることはできないのでしょうか。それができるのならば、さらに良いのではと思いました。「意見交換の場」というのは、「市民に開かれた議会」にとって、とても重要な部分だと思いますので、もう少し丁寧に示していただけたらと思います。</p>	<p>逐条解説第6条でお示しました。</p> <p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見は承ります。</p> <p>逐条解説第6条第3項でお示しました。今後、広報広聴委員会等で検討してまいります。</p>
--	--	--

<p>(広報広聴特別委員会)</p> <p>第8条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴特別委員会を設置します。</p>	<p>「広報広聴機能の充実」と言う文言ももう少し内容を分かりやすく書いてほしいと思いました。</p>	<p>名称を広報広聴特別委員会から広報広聴委員会に変更しました。詳細は、逐条解説第8条でお示しました。</p>
<p>(パブリックコメント)</p> <p>第9条 議会は、基本的な政策、施策、計画等の策定に当たり、パブリックコメントを行うことができます。</p>	<p>「パブリックコメントを行うことができます。」の部分は、「パブリックコメントや説明会を行うことを原則とします」としてほしい。「基本的な政策」等を策定する際には、市民との意見交換は当然だと思う。細々としたことは内部で処理するとしても、重要な施策決定には、「選挙で選ばれた代表なんだから」という理屈ではなく、より良い意見が出てくる可能性を考えて、謙虚に一般市民の声を聞くべきだ。</p>	<p>第9条の条文を「議会は、議会在が基本的な政策、施策、計画等(以下「政策等」といいます。)を策定するに当たり、パブリックコメントを行うことができます。に一部修正するとともに、以下の条文の「政策等」で略称しました。</p>
<p>(文書による質問)</p> <p>第11条 議会は、市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができます。</p> <p>2 文書による質問の手続に関し必要な事項は、別に定めま</p>	<p>「議会は、市長等に対し、・・・」の部分。文書質問、文書回答についての条文を作るのは良いことだと思う。但し、「議会は」は「議員は」にしてほしい。限られた質問時間の中で、議員は質問事項を絞らざるを得ない。その代償として、国会においてそうであるように、議員個人が、必要に応じて文書質問を行なえるようにすることは重要な意味を持つはずだ。</p>	<p>逐条解説第11条でお示しました。</p>
<p>(議決責任)</p> <p>第16条 議会は、議決責任を深く認識し、議案等の議決又は意思決定若しくは政策決定を行ったときは、市民に対して説明する責務を有します。</p>	<p>この条文を補強するために、第2項として次の条文を設けてほしい。「2 議決は、採決を原則とし、各議員の賛否を記録し、公表します。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>(定例会の回数及び会期)</p> <p>第19条 議会は、主導的かつ機能的に活動するため定例会の回数を年1回とし、その会期は、通年とします。</p> <p>2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>「会期通年制」については、やり方次第で、確かに「機能的」になると思うので良いと思うが、なぜ通年制を採用するのか、今までの「年4回会期制」とどう違うのかの説明がないので、確信をもって賛成とは言えない。実際にやってみて検証し、問題があれば修正することも考えてほしい。</p>	<p>逐条解説第19条でお示しました。</p>
<p>(議員間の自由討議)</p> <p>第21条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員間の自由討議に努め、議論を尽くします。</p> <p>(政策等の立案及び提言)</p> <p>第22条 議会は、議員間の自由討議を進め、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策等の立案及び提言を行います。</p>	<p>第21条には、「・・・議員間の自由討議に努め、議論を尽くします。」、</p> <p>第22条にも、「・・・議員間の自由討議を進め、・・・」とあり、すばらしいことだと思うのですが、問題はそれをどのように保障するのかということです。ですから、これらの箇所には、どのように自由討議の時間、場などを保障するのかということを含めた記述が必要ではないかと思いました。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>(委員会の運営)</p> <p>第24条 委員会は、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努めます。</p> <p>2 委員会は、所管に係る市政の課題について、議案等の審査、所管事務等の調査及び政策等の提言を行うよう努めます。</p>	<p>第24条 委員会は、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努めます。</p> <p>2 委員会は、所管に係る市政の課題について、議案等の審査、所管事務等の調査及び政策等の提言を行うよう努めます。</p> <p>上記の条文には、市民の意見を反映させることについての言及がなく、委員会が閉鎖されたものであるかのような印象を受けます。</p> <p>委員会について、栗山町および多摩市の条例を参考に、委員会に市民の意見を反映させる条文を入れてください。</p> <p>また、現在のあきる野市議会の委員会では、実質的な議員間の意見調整は「休憩時間」におこなわれ、傍聴している市民の側からするとたいへん違和感があります。委員会によっては、別室でおこなわれる場合もあり、傍聴者を軽視していると言わざるを得ません。基本条例の制定にあたっては、傍聴者の前で十分な議論を尽くせるように改革すべく、その点を条例の中で明文化してください。</p> <p>この条文を補強するために、第3項として次の条文を設けてほしい。「3 請願および陳情は、市民からの重要な政策提言等と受け止め、適切かつ誠実に審議します。」</p>	<p>逐条解説第6条及び第24条でお示しました。</p> <p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見は承ります。</p>
---	--	--